

令和6年度第3回海老名市都市計画審議会 会議録

・議案(1) 海老名都市計画公園の変更（大谷杉久保近隣公園）について【諮問】

会長

それでは、「海老名都市計画公園の変更（大谷杉久保近隣公園）」について、事務局から説明願います。

事務局

(資料1-1に基づき説明)

会長

事務局からの説明が終わりました。

これにつきまして、何かご意見・ご質問はございますか。

A委員

1点目ですが、公園の面積基準について伺います。

2点目ですが、当該地は急傾斜地があり、技術基準では平坦な面積が70%程度必要であると認識していますが適合しているのか伺います。

3点目ですが、位置している面積で見ると、その多くが杉久保に位置していますが、大谷杉久保近隣公園という名称となるのか伺います。また、当該地は、海老名サービスエリアに隣接しておりポテンシャルも高いことは理解できますので、愛称名を公募するのも一方かと思いますので意見させていただきます。

都市施設公園課

1点目の面積基準です。国では街区公園が2,500m²、近隣公園が2ha、地区公園が4haを標準とすることとしています。また、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準については、10m²以上とされておりますが、現在、本市では、人口増加や民間開発による帰属等の関係から5m²から7m²となっております。

2点目の急傾斜地についてです。現在の考え方といたしましては、斜面を活かした公園整備をしていきたいと考えています。今後、その手法をまとめていく予定です。

3点目の愛称につきましては、本市としても愛着のあるものとしていきたいと考えていることから、計画が具体化してきたところで募集をしていきたいと思います。

B委員

公園整備では、傾斜角度を緩和させていくのか伺います。

都市施設公園課

公園整備にあたりましては、土砂災害警戒区域に該当しないような造成工事は必要であると考えています。今後も県と調整するとともに、様々なご意見を踏まえて計画していきます。

C委員

当該地の周辺には、東名高速道路の反対側に大谷近隣公園、当該地の南側には杉久保富谷公園や杉久保第一公園といった街区公園があります。また、その他にも公園が点在しており、充足していると認識しています。

地域の資源や現状の特性等を最大限活用できるよう、区域の拡大を図り、地区公園を見据えた整備をしていただきたいと考えています。

都市施設公園課

本市の「えびな未来創造プラン2020」や「都市マスタープラン」、「緑の基本計画」では、当該地域に近隣公園を整備することを掲げております。これら計画に沿った公園整備を行うとともに将来にわたって都市計画施設として担保するものです。

周辺の公園との関係については、当該公園を含めて機能を分担するような公園づくりをしていきたいと考えています。

D委員

南部地域の拠点とはどのようなことか伺います。

都市施設公園

南部地域は、主に住居系が多くなっています。防災機能の強化や海老名サービス

課 エリア等の周辺施設との連携による賑わいを創出し、この地域の拠点としたいものです。

会長 ほかにご意見ありますでしょうか。
ないようでしたら、本件については諮問されております。
「海老名都市計画公園の変更（大谷杉久保近隣公園）」については、原案どおりということで、ご異議ありませんか。

全委員 異議なし

会長 ありがとうございます。
それでは、原案に異議がない旨、答申することといたします。

令和6年度第3回海老名市都市計画審議会 会議録

・議案(2) 海老名都市計画生産緑地地区の変更について【諮問】

会長	それでは、「海老名都市計画生産緑地地区の変更」について、事務局から説明願います。
事務局	(資料2-1に基づき説明)
会長	事務局からの説明が終わりました。 これにつきまして、何かご意見・ご質問はございますか。
副会長	今回指定するNo.292の周辺には駐車場が多く見受けられ、建物がないが、変更理由にある火災の延焼防止等の防災または減災の効果が得られるのか伺います。
事務局	当該区域は、令和6年3月に市街化区域に編入された区域になります。このことにより、土地活用が可能となりました。現在は、駐車場や田畠が残っていますが、いずれ土地活用がなされていくものと考えています。このように将来を見据えた場合、生産緑地に指定することで当該効果が得られるものと考えています。
会長	ほかにご意見ありますでしょうか。 ないようでしたら、本件については諮問されております。 「海老名都市計画生産緑地地区の変更」については、原案どおりということで、ご異議ありませんか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。 それでは、原案に異議がない旨、答申いたします。

(議事経過)

- ・議案(3) 海老名都市計画生産緑地地区に係る特定生産緑地の変更について【報告】
 - 会長 それでは、「海老名都市計画生産緑地地区に係る特定生産緑地の変更」について、事務局から説明願います。
 - 事務局 (資料3-1に基づき説明)
 - 会長 事務局からの説明が終わりました。
報告案件ではございますが、海老名都市計画生産緑地地区に係る特定生産緑地の変更について、何かご意見・ご質問はございますか。
 - E委員 主たる従事者の死亡に伴う廃止が多いが、高齢社会に伴い、今後も継続して減っていくものと考えられますが、市として、生産緑地を残していく方法や考えを伺います。
 - 事務局 平成4年に生産緑地の制度が開始され、本市においても200箇所以上の指定を行ったが、指定から30年が経過する、いわゆる令和4年問題によって約30件、2haが減りました。一方、生産緑地の90%が特定生産緑地の制度を活用しましたが、年々減少しているのが実態となっています。
本市といたしましては、買取申出以降、農林漁業希望へのあっせんとして本市農業委員会に確認を行っておりますが、面積が小さいこともあります、不調となってしまっている状況です。
 - C委員 海老名市の半分は市街化調整区域であることから、農業を残す施策を検討してほしい。
 - 事務局 貴重なご意見ありがとうございます。
農政部門とも連携して検討してまいります。
 - F委員 海老名市でオーガニック農家を希望している方の話を聞いているが、あっせんの期間が2か月以内となっていることが結びつかない原因ではないかと思われるのと、登録制等システム構築の検討をお願いしたい。
 - 事務局 生産緑地地区は法律上、買取申出から3月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかつたときは、当該生産緑地については、行為の制限が解除されます。
市は、届出から1月以内に買い取る旨又は買い取らない旨を申出者に通知し、その後、あっせんを行いますので、制度上、あっせんの期間は2か月以内となることをご理解願います。
登録制等システム構築につきましても、農政部門との連携が必要であると認識しています。
 - 幹事 生産緑地の取得に関しましては、時価で買い取ることとなります。市街化区域になりますので、200,000円/m²だとすると、生産緑地の最低面積300m²でも6千万円と高額になり、一般の方が取得しづらい状況もあるかと思います。
市といたしましては、農業施策を継続して検討してまいります。
 - 会長 他にはご意見・ご質問よろしいでしょうか。
ご意見・ご質問がなければ、本件は報告事項となりますので、以上で終了といたします。

(議事経過)

・議案(4) 海老名市住みよいまちづくり条例施行規則の一部改正について【報告】

会長

それでは、「海老名市住みよいまちづくり条例施行規則の一部改正」について、事務局から説明願います。

事務局

本件につきましては、説明者として出席している住宅まちづくり課よりご説明いたします。

(資料4に基づき、住宅まちづくり課より説明)

会長

事務局からの説明が終わりました。

報告案件ではございますが、海老名市住みよいまちづくり条例施行規則の一部改正について、何かご意見・ご質問はございますか。

B委員

今回は、共同住宅及び長屋を除く住宅の一部改正であるが、長屋における、ごみ集積所の設置基準を伺います。

説明者

長屋の場合は、戸数に関わらず、ごみ集積所を設けていただく必要があります。

会長

他にはご意見・ご質問よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問がなければ、本件は報告事項となりますので、以上で終了といたします。

(議事経過)

・議案(5) 第8回線引き見直しに係る進捗状況について【報告】

会長 それでは、「第8回線引き見直しに係る進捗状況」について、事務局から説明願います。

事務局 (資料5に基づき説明)

会長 事務局からの説明が終わりました。

報告案件ではございますが、第8回線引き見直しに係る進捗状況について、何かご意見・ご質問はございますか。

委員 特になし

会長 本件に関しては、報告となっておりますので、特になければこれで終わりとさせていただきます。

本日の議事は以上となります。

長時間にわたり、議事進行にご協力いただきありがとうございました。